

第5回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

会議の名称	令和3年度第5回廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	令和4（2022）年3月25日（金）午後2時から午後4時10分まで
開催場所	門真市立リサイクルプラザ3階会議室（門真市深田町19番5号） （CiscoWebex（Web会議システム）を活用したオンライン会議）
出席者	【委員会委員（出席人数5人/5人中）】 委員長 水谷 聡 副委員長 藤田 香 委員 安田 浩章 委員 大矢 宏幸 委員 宮井 勝久 【事務局】 環境水道部次長 廣田 真紀 環境政策課長 森本 聡 環境政策課副参事 上野 安宏 環境政策課主査 樋口 翼 環境政策課主査 美馬 真香 【担当課】 クリーンセンター施設課長 山下 貴志 クリーンセンター施設課長補佐 横山 裕司 クリーンセンター施設課主査 橋本 博文 【委託事業者】 パシフィックコンサルタンツ株式会社（PCKK）
議題 （内容）	1. 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包管理運営事業の落札候補者選定に係る総合評価一般競争入札について 2. その他について
傍聴定員	—（非公開のため）
担当部署 （事務局）	（担当課名）環境水道部環境政策課 （電話）06-6909-4129（直通）

開会	
上野(事務局)	定刻となりましたので、ただいまより、第5回「門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会」を開催致します。 本日の議事進行を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課副参事の上野でございます。よろしくお願い致します。 本日に付きましても、これまでと同様にウェブ会議システムを活用したオンライン開催とさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご参加いただき、まことにありがとうございます。 本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正かつ公平な事業者選定を行うことを目的として実施するものであります。 本日の案件としましては、第4回事業者選定委員会においてご意見頂きました「門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業」の事業者を総合評価落札方式にて選定するための審議等をお願いするものでございます。 本日の流れとしましては、まず本年1月14日から実施しました「実施方針等の公表」に対する質問・意見書への回答書についてご報告させていただきます。 次に、民間事業者からの質問等を受けて変更致しました要求水準書をご確認いただいた後に、入札説明書(案)及び様式集(案)、落札候補者の選定基準(案)についてご審議いただきたいと考えております。 なお、入札説明書等の入札関係資料の説明は事務局である環境政策課から、事業内容等の説明は事業担当課であるクリーンセンター施設課からご説明させていただきます。 また、前回の委員会と同様にアドバイザー業務の受託者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社を同席させておりますことを予めご了承ください。” それでは、議事に先立ちまして、本日お配りさせていただいてお

	ります資料のご確認をさせていただきます。 まず、1 番目「議事次第」でございます。 続いて2 番目、右肩に資料1 と記載しております「質問・意見書への回答書」でございます。 3 番目、右肩に資料2 と記載しております「要求水準書」でございます。 4 番目、右肩に資料3 と記載しております「入札説明書(案)及び様式集(案)」でございます。 5 番目、右肩に資料4 と記載しております「令和4 年度門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領(案)」でございます。 6 番目、右肩に資料5 と記載しております「落札候補者の選定基準(案)」及び選定基準(案)の別紙1 及び2 でございます。 以上、6 種類でございますが、お手元がない資料がございましたら、事務局までお知らせください。 次に「委員会の成立について」ご報告させていただきます。 本日は現時点で、委員5 名中5 名のご出席をいただいておりますので、「門真市附属機関に関する条例施行規則」第5 条第2 項の規定により、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、以後の進行を水谷委員長にお願いしたいと存じます。水谷委員長、よろしくお願いします。
水谷委員長	承知いたしました。年度末のお忙しいところありがとうございます。 それでは、議論が円滑に進みますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。
案件1．実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答について	
水谷委員長	それでは、議事次第に従いまして実施方針及び要求水準書の案に関する質問・意見書への回答についてご説明をお願いいたします。
横山(担当課)	それでは、ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営

	事業の実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答について主なものをご説明します。 お手元の配布資料 1 をご覧ください。 まず、実施方針に関する質問・意見への回答であります。 N0. 1 の意見である「外部処理委託の運搬として、運搬企業への委託料に関して、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「環廃対発第16033010号平成28年 3 月30日」によれば、「市町村は受託業務を遂行するに足る額の委託料を処理業者に支払わなければならない。」と規定されております。 通達の趣旨から、外部処理委託に係る費用について、今回のように入札であれば適正な委託料が必ずしも確保されていることにはならないため、その都度精算するのが本来あるべき姿であると考えます。したがって、別紙 1 の事業スキーム図の落札者グループから運搬企業を除外した形の事業スキームも存在するため選択肢に入れるべきと考えます。」に対し、「外部処理委託の際の運搬業務の手法及び業務量等は、本事業における入札参加者の提案によるところであり、重要な業務内容であると認識しています。したがって、別紙 1 の事業スキーム図のとおり落札者グループに運搬企業を含めた事業スキームを求めています。また、運搬委託費については、運営委託契約書の中で、適切な委託料が支払われていることを確認することができるものと考えております。」と回答しております。 次にN0. 2 の質問である「「改良工事の期間は、契約締結日から令和 6（2024）年 3 月31日まで」とありますが、現在メーカ等において、半導体・電機電子部品関連並びにその他部材の入手難により大幅な納期遅延が発生している状況であります。改良工事において、更新機器等の納期が大幅に遅延することが予測されますが、不可抗力による工期延長等は可能でしょうか。」に対し、「事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を延長せざるを得ないような事象が生じた場合には、協議により工期延長等を行うことが可能と考えています。」と回答しております。
--	--

	次にNO. 3の質問である「「市が別途行う施設の閉鎖作業等に協力すること。」とありますが、各設備に対してどの程度の閉鎖業務を実施するのかをご教授ください。また、閉鎖作業に伴う費用は別途精算でよろしいでしょうか。」に対し、「本施設の閉鎖に伴うダイオキシン類除去作業、薬品タンクや配管内の洗浄作業、ごみピットに重機を入れて行うごみピットの片づけ作業等の通常作業ではできない作業は、別途費用を積算し、契約を締結する予定です。一方、搬入されているごみを極力全量処理する（ごみピットのごみをクレーンで処理できる範囲）、薬剤を使い切る、施設内の粗清掃（炉内、ばいじん払い落とし含む）を行う、施設内の備品・書類整理等の作業については通常の作業の範囲と考えており、費用の追加支払いは考えておりません。」と回答しております。 次にNO. 6の質問である「別紙3 リスク分担表において、外部処理委託の基準としてごみの処分量を年間1,500トンとしています。その根拠をご教示ください。」に対し、「定期整備工事等で焼却炉を停止する際のごみピット残量、停止期間及びごみ搬入量等から、最大限努力をしても外部処理委託が必要であろうと思われるごみ量を年間1,500トンとしています。」と回答しております。 実施方針に関する質問・意見への回答は以上です。 次に要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答であります。 NO. 2の質問である「「改良工事の完了後は、4号炉を休止し、5号炉のみの1炉稼働体制で可燃ごみを焼却処理する予定である。このため、ごみ焼却施設の定期整備工事等で長期にごみ処理を停止する場合には、近隣自治体等に外部処理委託を行う必要がある」とありますが、長期にごみ処理を停止する場合に外部処理委託するものであって、基幹改良工事中は、外部処理委託に関しては貴市の負担にて実施するものと考えてよろしいでしょうか。」に対し、「基幹改良工事中は、4号炉の稼働が可能と考えており、外部処理委託時における本市が負担する処分委託費は要求水準書のとおりです。
--	--

	なお、外部処理委託費の処理単価については、現地説明会参加者に提示します。」と回答しております。 次にNO. 5 の質問である「計画処理量として、「可燃ごみ年間35,000トン」とありますが、計画処理量を超えたごみの搬入量の場合、ごみピットの関係から、外部処理委託となった場合、事業者としてはごみの搬入に関しては不可抗力であるため、外部処理委託に係る費用については貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。」に対し、「計画処理量を超過し、門真市クリーンセンターで処理できないごみの処理処分費については、本市の負担とします。」と回答しております。 次にNO. 8 の質問である「「2 秒以上（基準ごみ以下のごみ質において）」とありますが、環境アセスメントの変更または修正の要否について、所轄の大阪府に確認されているのでしょうか。一般的には二次燃焼室も燃焼室の一部とみなされ、拡張などを伴う改造（改修）は環境アセスメント変更の対象と考えられます。確認されていない場合、本項目を抹消されると考えてよろしいでしょうか。また、炉頂型のガス冷却室のため、二次燃焼室の拡張に伴いガス冷却室の容積も不足するため、ガス冷却室の容積拡張も必要となります。拡張に伴って、装置自体の重量が増加するため架台の強度検証も必要となり、大規模な改造工事となります。」に対し、「二次燃焼室における燃焼ガスの2 秒以上の滞留時間確保は、ダイオキシン類対策として新たに設けられた基準であり、法適用の有無にかかわらず基幹的設備改良工事等の機会に必要な見直しを行い、遵守することが望ましい基準であると考えています。また、低空気比での燃焼への変更は、環境省の「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」でエネルギー回収対策の技術的要素として示されています。5 号炉は基準ごみの空気比が2.351で設計されており、空気比を2.0に低減することで基準ごみ焼却時における燃焼ガスの2 秒以上の滞留時間を確保できると思われることから燃焼手法改善の検討を求めているものであり、二次燃焼室の拡張を求めているものではありません。
--	---

	せん。」と回答しております。 次にN0.19の質問である「表2－3「建築設備」の交付対象については、基幹改良工事を実施する5号炉プラント設備以外は対象外と思われますので、ご確認願います。」に対し、「建設設備の交付対象範囲については、本市にて確認します。」と回答しております。 次にN0.21の質問である「改良工事の施工に伴い、仮設電気、工事揚水並びに現場事務所設置用地は無償で提供いただけると考えてよろしいでしょうか。」に対し、「改良工事の施工に伴う仮設電気、工事用水は、事業者の負担です。本市敷地内で現場事務所を設置する場合は、本市条例に基づき使用料を徴収します。」と回答しております。 次にN0.59の質問である「現状の業務委託では、「バックホー・ホイローロード・ペイロード・ベルトコンベヤ・裁断機」は無償貸与となっており、今回の包括管理運営事業も無償貸与で対応可能でしょうか。」に対し、「無償貸与できる機材については要求水準書に記載しますが、修理、点検整備等、使用に係るすべての費用は事業者の負担とします。ただし、使用不可となった場合は、事業者で新たに機材を用意してください。」と回答しております。 次にN0.60の質問である「ア）に関して、①ごみの積出し設備がありませんので収集車が直接近隣自治体へ搬入する計画に変更することは不可能でしょうか。 ②外部処理委託先の住所をご教示願います。 ウ）に関して、運搬車両への積込作業は、リサイクルプラザ1階部分を活用する計画となっていますが、臭気対策についての要否をご教授頂けないでしょうか。 オ）に関して、ごみの運搬車両は4トンダンプを想定していますが、問題ないでしょうか。 カ）に関して、外部処理委託に於ける処分委託費単価（トン）をご教授ください。」に対し、「ア）に関して、①直接搬入は考えて
--	---

	おりません。ごみの積出し方法を含めてご提案をお願いします。 ②外部処理委託先は、大阪広域環境施設組合舞洲工場（大阪市此花区北港白津１－２－４８）を想定していますが、実際にごみを搬入する際に改めて搬入先を協議することになります。 ウ）に関して、ごみの積出し方法を含めてご提案をお願いします。臭気対策は必要ですが、本市でも脱臭装置の設置を予定しています。 オ）に関して、ごみの運搬車両はご提案によりますが、搬入先の条件により１０トン車あるいは８トン車以下で調整する必要があります。 カ）に関して、外部処理委託の処理単価は現地説明会参加者にお知らせします。」と回答しております。 次にN0.61の質問である「指定補修項目等をご教示ください。（補修工事金額が積算出来ない）。ご提示できない場合は、その都度、補修等に係る費用を別途精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。機器の老朽化による更新等が発生した場合、別途費用は精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。」に対し、「特に指定はありませんので、８年間の運営に必要な補修を実施してください。逆に運営に支障なければ補修を実施しなくても構いません。機器の老朽化による更新等が発生した場合も別途精算はできません。」と回答しております。 これをもちまして、本事業の実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答の説明を終了させていただきます。
水谷委員長	ありがとうございました。時間がないのですべてをご説明されたということではなくて、重要と思われるところをかいつまんでご説明いただいたという理解でよろしいでしょうか。
山下(担当課)	はい。
水谷委員長	わかりました。ただ今のご説明について確認しておきたい事項ですとかご質問等があればよろしく願いいたします。また、ご説明のなかったところでももし気になるところがありましたら併せてコ

	メント等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
大矢委員	委員長、すみません。ただいま説明のありました資料１、実施方針に関する質問・意見書への回答の中で、まず１番の意見で、項目名が「契約の形態」の質問・意見の中で、環境省の通知の中で処理費用について委託料を処理業者に支払わなければならない。それでその次の段落の後段で、「その都度精算するのが本来あるべきであると考えます」と。これは事業者からの意見・質問であります、それに対する回答ですが、その辺の考え方について改めて環境省の通知の考え方との整理をもう少し説明いただければと思います。よろしく願いいたします。
山下(担当課)	それではご説明いたします。 環境省通知は、市町村が一般廃棄物処理施設の維持管理業務をSPCに委託し、請け負った業務において生じた残渣の運搬又は処分をSPCから業者に委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の再委託に該当するが、２ページの１で、市町村、SPC、処理業者間で３者契約が締結されている場合や、２の市町村と処理業者間で委託契約が締結されている場合は再委託に該当しないとしております。 次に、通知のなお書き部分は、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、３者契約を締結する場合においても業務を遂行するに足る委託料を処理業者に支払わなくてはならないとしております。 NO. １のご意見の「その都度精算すべき」や、「落札者グループから運搬企業を除外した形の事業スキームを選択肢として入れるべき」とのご意見は、業務委託の運搬業務を運営業務から除外してほしいとの意図と思われますが、回答のとおり、重要な業務であるとの認識を踏まえて、運営委託契約書に運搬企業を含めた形で契約することにより本市としての処理責任や適切な委託料の支払いを担保し、環境省通知に沿った内容としております。 説明は以上です。
水谷委員長	ありがとうございます。いかがでしょうか。

大矢委員	ありがとうございます。
水谷委員長	それでは、他にいかがでしょうか。
宮井委員	委員長、よろしいでしょうか。要求水準書案に対する質問・意見書の８番目、二次燃焼室におけるガスの滞留時間のことを聞いておるところなのですが、二次燃焼室の改修は環境アセスメント変更の対象との指摘がありますが、指摘に対する明確な回答はされておらず、少し議論がかみ合っていないようにも思います。回答についてもう少し補足説明をお願いします。
山下(担当課)	ご説明いたします。 質問者は二次燃焼室におけるガス滞留時間の２秒以上の確保について、燃焼用空気の削減量を二次燃焼室の拡張工事の実施により確保しようと考えていることから、大規模な改造工事になり、環境アセスメントの変更の対象になると懸念されております。 本市では、回答案のとおり、燃焼方法の改善を行い、燃焼用空気を低減することを求めている、要求水準書案の二次燃焼室の改修においても燃焼用空気低減に伴う二次燃焼室での排ガス攪拌促進と記載しております。 なお、次にご説明いたします要求水準書では、意見の相違があることを考慮して、ガス滞留時間の２秒以上の確保を努力目標とするとともに、二次燃焼室の改修については項目を削除しております。以上でございます。
水谷委員長	今のご説明でよろしいでしょうか。 今のご回答に関してお聞きしたいのは、後半で言われた文言等を削除したということはこの回答の中には示さないということでしょうか。
山下(担当課)	回答は既に市のホームページには掲載させていただいておりまして、今回回答した内容を踏まえまして要求水準書のほうは変更させていただいております。
水谷委員長	わかりました。そういう意味ではここはこれで十分ということでは

	すね。 他にいかがでしょうか。
藤田副委員長	すみません、他の部分とも重複するところもあるかと思うのですが、1点だけ、先ほどもご説明があったかと思うのですが、例えばということで、資料1の3ページの19番目のご質問に対する答えで「確認をお願いします」という問いについて、「確認します」というご回答をいただいているのですが、確認したものを例えば説明をホームページに載せるとか、説明会で示すとか、確認したその後がどのようになっているのかというのは特段、今ホームページに上がっているということなのですが、確認をお願いします、確認しますというのはやり取りとしてはありなのですが、確認した結果はどのようにご公表されるのかという案内もあったほうが親切かなと思ったりするのですが、この辺りはいつもそのようなご回答をされているということであれば特段修正を求めるものではないのですが、教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。
山下(担当課)	ご説明いたします。この案件につきましては、現在大阪府の担当課に、例えば4号炉、5号炉の共通設備でありますプラットフォームの照明設備をLED化した場合などの交付対象について照会中があります。入札公告までに回答があれば、その内容を要求水準書に反映してまいりたいと考えております。 なお、交付対象範囲外であっても、施工は必要と考えておりますので、予定どおり実施してまいります。説明は以上です。
藤田副委員長	ありがとうございます。
水谷委員長	今のところ、先ほどの私が追加で確認したところもそうなのですが、全体に回答案がやや不親切というか、きちんと対応されているのに、そういうことが質問者への回答としてはわかりにくいというか、伝わりにくいというか、明示されていないというか、例えば今のところでも「確認します。その結果は適宜フィードバックします。」というお話とか何かあるほうが少しわかりやすいかなと思っ

	たのですが、これ自体は既に質問があつて、このような形で回答されたということの事実としての報告をここで確認させていただいているということでしょうか。
山下(担当課)	そのとおりでございます。
水谷委員長	そうですか。わかりました。 それは質問者からは特に追加の質問とか、わからないとか、そういうことは出てきていないということで、一応納得されているということでしょうか。
山下(担当課)	特に市のホームページに上げてから当課の方には問い合わせは来ておりません。
水谷委員長	わかりました。そういう意味ではある程度理解されているのかなということですので、承知しました。 他にお気づきの点、ありますでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、時間もありますので、一旦ここまでとさせていただきます。続きまして、今の質問を受けた上での要求水準書についてご説明をお願いいたします。
案件 2. 要求水準書について	
横山(担当課)	それでは、ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業の要求水準書についてご説明します。 内容については、前回の委員会でご説明したとおりでありまして、今回は概要と前回からの主な変更点を説明いたします。 要求水準書の 1 ページをご覧ください。 2、事業概要をご覧ください。 門真市クリーンセンターでは、現在ごみ焼却施設の 4 号炉、5 号炉及び粗大ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を有しており、本施設に搬入された「普通ごみ」のほか、「粗大ごみ」及び「小型ごみ」とこれらのごみに混入している異物（以下「粗大ごみ類」という。）の処理・処分を行っています。 本施設は、プラントメーカーや各設備・機器メーカーの協力を得て、

	適切な施設の維持管理や保安全管理に努めてきましたが、稼働開始後、4号炉及び粗大ごみ処理施設で33年、5号炉で26年が経過しており、建物や設備機器等の経年的な劣化が進んでいることから、計画的な対策が必要となっています。 本事業では、本施設をより効率的かつ効果的に管理運営することを目的として、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、令和5（2023）年度に5号炉を中心とした基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）を行うとともに、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間の包括的な管理運営業務（以下「運営業務」という。）を併せて委託する方式を計画しています。 なお、改良工事の完成後は、4号炉を休止し、5号炉のみの1炉稼働体制で可燃ごみを焼却処理する予定です。このため、ごみ焼却施設の定期整備工事等で長期にごみ処理を停止する場合には、近隣自治体等に外部処理委託を行う必要があります。 また、粗大ごみ類の選別、解体等の処理業務については、粗大ごみ処理施設の老朽化が進んでいることから、従来どおりの処理方法のほか、事業者の提案によって重機等を活用した処理方法を行うことも可能と考えており、選別、解体等を行うために必要な用地（図1－6参照）は貸与いたします。 次に2ページ上段の2）本事業の業務内容をご覧ください。 本事業の業務内容は、令和5（2023）年度に計画している5号炉を中心とした改良工事の実施並びに令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間における本施設の運営業務です。 業務内容の詳細については、「第2章 基幹的設備改良工事に係る要求水準」及び「第3章 包括管理運営業務に関する要求水準」に示すとおりです。 次に3）本事業の期間をご覧ください。 本事業の期間は、契約締結日から令和13（2031）年3月31日までとします。 運営業務の運営対象期間は、令和5（2023）年4月1日から令和
--	--

	13（2031）年3月31日までの8年間です。 事業者は、令和4（2022）年度現在で本施設の運営業務を実施している事業者（以下「既存事業者」という。）及び市から円滑に本事業に係る業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「業務準備期間」という。）にて、引継ぎを受けることになっています。 また、改良工事の期間は、契約締結日から令和6（2024）年3月31日までとするが、なるべく5号炉の停止期間を短くすることができるよう努めることとしています。 なお、事業者が本施設にかかる本要求水準書の記載内容並びに市及び既存事業者から引継ぎを受けた内容と本施設の現状との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。 事業期間は契約締結日から令和13（2031）年3月31日まで、業務準備期間は契約締結日から令和5（2023）年3月31日まで、改良工事期間は契約締結日から令和6（2024）年3月31日まで、乖離請求期間は令和5（2023）年4月1日から令和5（2023）年9月30日まで、運営業務期間は令和5（2023）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までです。 次に前回からの主な変更点について説明します。 14ページをご覧ください。4 ごみ焼却施設に係る各種基準等の1）燃焼条件の(2)二次燃焼室におけるガス滞留時間は、2秒以上（基準ごみ以下のごみ質において2秒以上確保を努力目標とする。）を追加します。 次に、21ページの表2－1工事項目（ごみ焼却施設関係）の燃焼設備のうち、二次燃焼室の改修を削除しています。 次に、65ページをご覧ください。表3－1業務区分(1)でごみ等の受入のうち、計量について、以前は1つであった内容でしたが、祝日を含む月曜日から金曜日は市で実施することに伴い、区分けしております。 次に、70ページをご覧ください。ウ）積込機材等の表3－2－1
--	--

	と表３－２－２ですが、前回は積込機材を事業者が準備する際の機材例を記載しておりましたが、要求水準書（案）に対する質問を受けて、市で所有している積込機材を無償貸与する方針としたことに伴い、無償貸与する条件等を記載しています。 以上が主な変更点です。 これをもちまして、本事業の要求水準書についての説明を終了させていただきます。
水谷委員長	ありがとうございました。ただいまのご説明について、確認しておきたい事項やご質問等ございませんでしょうか。
藤田副委員長	１点だけ、内容というよりは形式というところをお願いがございました。ただいまご説明いただきましたところで、直接のページのご説明はなかったのですが、11ページと12ページの図１－４と図１－５ですが、事前にお送りいただきました資料では、ほかの図と比べると不鮮明というか、多分コピーの関係だと思うのですが、小さな文字とか、特に図１－５の粗大ごみの処理フロー図のところだと、わからなくはないのですが、中の文字とかが結構不鮮明になっているようにも思いますので、よろしければほかのページの図同様、クリアにしたものをつけていただけるようなことができればぜひお願いしたいと思います。 あとは、私のところに来ている資料の関係かもしれないのですが、74ページの③、④、⑤、⑥、⑦、⑧が行頭というか、何か左側が同じところからスタートしていないように見えるのですが、このあたりはデータを確認していただいて行頭を揃えていただくようにスタイルの確認をお願いできればと思います。内容のことではなくて申し訳ないのですが、よりわかりやすいように形式と図表を整えていただけるようお願いできればと思います。以上です。
山下(担当課)	ご指摘ありがとうございます。改善してまいります。
水谷委員長	細かいところですが、結構大事なところかと思うしますので、よろしく願いいたします。

	ほかにかがでしようか。
宮井委員	よろしいですか。私からも1点だけ、添付資料の関係ですが、ページとか番号が振られていないので、もう少しわかりやすくしたほうがいいのではないかと思います。最初から2枚目をめくっていただいたところに目次のところで添付資料一覧がございますが、こちらのほうに番号を振るなりして要求水準書の添付資料にそれぞれ対応する番号を付すという形で整理されたほうがいいのではないかと思います。以上です。
山下(担当課)	ご指摘ありがとうございます。見やすい形に改善させていただきます。
大矢委員	1点だけよろしいでしょうか。要求水準書の69ページで、先ほどご説明のあった機材の無償提供ということですが、これは機材が相当経過年数、残存期間等もなく、使用料は無償ということで今回要求水準書の中で記載されておりますが、通常ですと使用料というか、行政財産の使用料的なものが要るかと思われそうですが、もう残存期間等もないであるとか、その辺で無償ということで考えておられるのかだけ確認させていただきたいと思います。
山下(担当課)	ご説明いたします。今までは無償貸与している部分もあったのですが、機材購入から年月が経っておりまして、かなり老朽化が進んでいましたので、今回の包括管理運営業務では無償貸与せず、一旦廃棄しようかなと考えていたのですが、今回要求水準書案に対する質問のところで、使い続けたい、貸してほしいというご意見がありましたので、あくまでも事業者のほうで全てのメンテナンス費用等を見ていただければ無償貸与していこうと考え、このように変更いたしました。
大矢委員	ありがとうございました。
水谷委員長	今のことに少し関連するのですが、それは今実際に使っておられたり、処理に関わっておられたりする業者さんは今の機材等の現状を十分わかった上で使われると思うのですが、別の業者さんが入札

	で参加されたときに思っていたような能力がないなというトラブルになると困るという気が聞いていたのですが、その辺りは大丈夫でしょうか。
山下(担当課)	無償貸与する機材につきましては、民間事業者さんが実際に見たいということであれば、現地説明の場で状況を把握していただこうと思います。
水谷委員長	わかりました。そういう対応をしていただけるということであれば大丈夫かと思います。 ほかにいかがでしょうか。
藤田副委員長	1点だけ確認をさせていただきたいのですが、資料の最後のページになりますが、薬品使用量について詳細な表をつけていただいております、恐らく大きな変更はないのかなというか、変動はないのかなと思うのですが、これを出される段階で、例えば令和3年度、2021年度の薬品使用量とか、最新のものが出せるのであれば最新のものでお示しいただいたほうがよいのではないかと思います。もしかしたら最新が2020年でしたらそのまま公表いただければと思いますので、出るタイミングにもよるのかなと思いますが、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。
山下(担当課)	入札公告までに数字の把握ができるようであれば反映してまいりたいと考えております。以上です。
藤田副委員長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
水谷委員長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
安田委員	65ページの計量のところが先ほど以前の要求水準書案と違っているということなのですが、これが月から金と土日で分けておられるのは何か理由がおりなのですか。
山下(担当課)	ご説明いたします。 当初、計量業務は全て民間事業者の方をお願いしようと思っていたのですが、職員の配置転換先として計量業務を確保したいと思って、今回月曜日から金曜日までは市とさせていただきました。

	なぜかと言いますと、市職員は月曜日から金曜日までが通常勤務になっておりますので、そこは職員が従事して、土日を事業者の方をお願いしたいと思っております。
安田委員	ありがとうございます。そうすると、ここについては事業者さんの方から月から金は市でやってください、土日は事業者でやりますとか、そういった要望があつてこうされたということではなくて、市の職員の配置の兼ね合いでこのように分けられたということですか。
山下(担当課)	そのとおりでございます。
安田委員	わかりました。特にそれで何か入札される事業者さんの方が抵抗されるとか、そういうことはないですかね。ここを変えたことによってちょっと止めておこうかなとか、そういうふうになるような影響はないですかね。比較的軽微な変更と理解していいのでしょうか。
山下(担当課)	ご説明いたします。 計量業務はごみの処理とは直接関係ございませんので、影響はないものと考えております。
安田委員	承知しました。それであれば安心しましたのでこのままで結構です。
水谷委員長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、またもし何か気がつかれば後でコメントいただくといたしまして、次に進ませていただきたいと思います。
案件３．入札説明書（案）及び様式集（案）について	
水谷委員長	次は入札説明書（案）及び様式集の（案）についてご説明をお願いいたします。
上野(事務局)	それでは、資料３の入札説明書（案）及び様式集（案）についてご説明させていただきます。 まず、初めに入札説明書（案）についてご説明させていただきます

す。

これまで、入札公告にあたり発注内容に関することは実施要領のみをホームページ上に掲載しておりましたが、今回は、基幹的設備改良工事や8年間の包括管理運営事業の業務内容が含まれていることから、これまでより詳しく説明を行う必要があるため、実施要領と併せて入札説明書の公表を予定しております。

なお、実施要領と入札説明書は重複している内容が多く、入札説明書で実施要領の内容が網羅できることから、本日は入札説明書のみご説明させていただき、ご審議いただいた入札説明書の内容を実施要領に反映させることで実施要領及び入札説明書の両方をご承認いただきたいと考えております。

それでは、本題に入りまして、入札説明書（案）をご覧ください。ローマ数字の1ページでは目次を記載しており、2ページから3ページにつきましては入札説明書等で用いる用語の定義を記載しております。

次に、アラビア数字の1ページでは、第1章 入札説明書の位置付けと第2章 事業の概要1から4につきましては記載のとおりです。

2ページでは、5事業目的、6処理対象物に関する内容を記載しており、7の事業内容 (1)事業方式として、本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる「PFI法」に準じて実施する事業であり、市が所有する本施設について、事業者が設計・建設及び運営を一括して受託するDBO方式により実施することとしております。

(2)事業期間としては、先ほど入札説明書においてご説明したとおりです。

(3)では、予定価格及び内訳を記載しておりますが、現時点ではアスタリスクにて表示させていただいております。

3ページの(4)では、事業の対象となる業務範囲を、(5)では事業期間終了時の措置として、アの貸与品等の返却及びイの施設閉鎖時に

	おける閉鎖作業への協力、(6)では市が申請を予定している交付金について、(7)では関係法令等の遵守についてそれぞれ記載しております。 次に、第3章 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、1では入札参加者の要件を記載しており、本入札に参加できる者は(1)から(15)までに掲げる要件にすべて該当し、その資格が確認された者としております。 (1)から(9)につきましては一般的な内容であることから、説明を省略させていただきます。 (10)から(13)では、設計企業、建設企業、運営企業、運搬企業に関する要件や業務実績等について記載しております。 なお、この入札参加者の要件は重要な部分となるため、少し長くなりますが読ませさせていただきます。 (10)設計企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、設計企業の役割を、建築設備工事担当、プラント設備工事担当等に分割し、それぞれを別企業によって実施することを可能とします。 ア 建築設備工事の設計を実施する企業にあつては、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 イ プラント設備工事の設計を実施する企業にあつては、地方公共団体のごみ焼却施設の新設又は改良工事について、次の実績を有すること。 (ア) 以下の(イ)かつ(ウ)の要件に当てはまる全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100トン／24h以上）の設計実績を有すること。 (イ) 平成20年4月1日以降の業務実績であること。 (ウ) 3年以上の稼働実績を有すること。 (11) 建設企業としては、次の要件をすべて満たしていること。なお、建設企業の役割を、建築設備工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することを可能とします。 ア 建築設備工事を実施する企業にあつては、建設業法第3条第
--	---

	1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。 イ プラント設備工事を実施する企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。 ウ プラント設備工事を実施する企業にあつては、地方公共団体のごみ焼却施設の新設又は改良工事について、次の実績を有すること。 (ア) 以下の(イ)かつ(ウ)の要件に当てはまる全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100トン／24h以上）の施工実績を有すること。 (イ) 平成20年4月1日以降の竣工（完成）実績であること。 (ウ) 3年以上の稼働実績を有すること。 エ プラント設備工事を実施するに必要な監理技術者の資格を有し、かつ、全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100トン／24h以上）の新設又は改良工事で監理技術者としての実務経験を有している者を監理技術者として専任で配置できること。 (2) 運営企業は、次の要件をすべて満たしていること。 ア 本業務を的確に遂行する組織かつ人員等を有している者であること。 イ 統括責任者は、ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、かつ、ごみ焼却施設での実務経験が5年以上あり、技術管理者としての実務経験を1年以上有する者を配置できることと記載させていただいておりますが、技術管理者の前に「廃棄物処理施設」という言葉を追記いただき、「廃棄物処理施設技術管理者としての実務経験を1年以上有する者を配置できること」に変更をお願いいたします。 ウ 副統括責任者（複数配置する場合は、ごみ焼却施設に従事する主たる副統括責任者。以下同じ。）及び運転班長（ごみ焼却施設の運転業務を行う運転班長。以下同じ。）は、ごみ焼却施設での実務経験が3年以上の者を配置できること。
--	---

	エ 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間において、地方公共団体発注の全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100トン／24h以上）に係る運營業務（長期包括的運営委託、DBO事業又はPFI事業に限る。）の業務実績（履行中のものを含む。）を有すること。 (13) 運搬企業は、次の要件をすべて満たしていること。 ア 運搬業務を実施する企業は、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。 イ 運搬業務を実施する企業は、事業者の責務を達成するために必要な運搬車両等を準備することができること。 次に、(14)では、共同企業体に関することとして、「門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領」に基づく者であることとしており、配布させていただいております様式4が「共同企業体の取扱要領」となっております。 内容としましては、一般的な内容について記載させていただいており、前回ご審議いただきました「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託」の際に用いた「共同企業体の取扱要領」から大きな変更はございません。 最後の(15)では、本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者に該当しない者であることとしております。 下段の2 入札参加者の構成等につきましては、(3)をご覧ください。 本市として8年間の運營業務を実施する企業は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することが望ましいと考えておりますが、SPCを設立しない場合も認めております。 次に、第4章 入札の手続等として、1では入札参加申請及び入札手続に関する内容を記載しております。 (1)では、本入札の参加に係る書類の交付を、(2)では第1回質問の
--	---

	受付、現地見学及び参考資料の閲覧に関する内容を、(3)では提出方法等についてそれぞれ記載しております。 なお、書類の交付期間としましては、告示の日から6月10日までを予定し、第1回質問の受付期間は、告示の日から5月12日までを予定、現地見学及び参考資料の閲覧期間としては、告示の日の次の日から5月12日までを予定しております。 入札に参加しようとする者は、書類の交付期間と同じ期間である6月10日までに郵便等で送付いただきたいと考えております。 12ページから15ページにつきましては提出書類や送付方法についての記載であるため説明は省略させていただきます。 次に、16ページの(4) 入札参加資格確認結果の公表をご覧ください。 入札参加申請者より提出された申請書類の確認については、事務局において審査を行い、その結果を入札参加申請者の電子メールアドレス宛に通知したいと考えております。 前回の「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託」の際は、入札参加資格確認結果の公表を市のホームページにて行いましたが、公表の時点では、まだ審査途中であることから、事業者名は伏せた方が良いと判断いたしました。 入札参加資格の確認の結果、参加資格要件を満たすと認めた者を入札参加者としますが、参加資格要件を満たすと認めた者が多数となった場合は、参加資格要件を満たすと認めた者の中で、一次審査の評価点上位3者を入札参加者といたします。 また、一次審査評価点上位3者までに同点の入札参加者が複数となった場合は、本選定委員会で協議の上、理由を付して3者を入札参加者といたします。 なお、入札参加資格を認めなかった入札参加申請者には、別途、理由を通知いたします。公表は、6月22日を予定しております。 次に、(5) 第2回質問の受付についてであります。この質問を行えるのは、入札参加資格確認の結果、参加資格要件を満たすと認
--	---

	めた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとしております。期間としましては、6月23日から7月4日までを予定しております。 17ページの2 入札保証金では、納付や免除に関する内容について記載しており、3では入札参加申請の取下げに関することを記載しております。 18ページの4 開札の執行については、8月8日を予定しております。 続きまして、19ページでは、5 プレゼンテーション審査書類の提出として、次のアからケに関する提案をしていただきたいと思いますと考えております。詳しくは「落札候補者の選定基準」においてご説明させていただきます。 次に、20ページの第5章 事業者の選定等として、1では落札候補者の選定方法、2では総合評価の配点についてそれぞれ記載しております。 こちらにつきましても、後ほどご説明させていただきます。 次の、23ページでは、3の一次審査に関する件について記載しておりますが、先ほどと同じく(3)オの「統括責任者の能力及び業務実績については」の箇所において、「ごみ処理施設技術管理者」となっておりますので、申し訳ございませんが、「廃棄物処理施設技術管理者」への訂正をお願いしたいと考えております。 次に24ページでは、二次審査としてプレゼンテーション内容審査に関する件を記載しております。 今回につきましても、プレゼンテーションの事前録画を行い、後日委員の皆様にご確認いただきたいと思いますと考えております。 なお。録画につきましては、配置予定の監理技術者及び統括責任者を含む3名以内で出席し、制限時間30分以内に提案書に記載されている事項について説明や補足等を行うものいたします。 次に、25ページをご覧ください。 イとして、委員による質疑の内容を記載しております。
--	---

	これまでと同様に、質疑に関しては、W e b 会議システムを活用したオンライン会議にて実施してまいりたいと考えております。 委員による質疑は8月中旬を予定しておりますが、お盆休みとの関係もあるため、このあと日程調整をさせていただけたらと考えております。 なお、質疑に参加する事業者につきましては、録画の際と同じく配置予定の監理技術者及び統括責任者を含む3名以内でご出席いただきたいと考えております。 次に、5では価格審査について、26ページの6では選定結果の通知及び公表についてそれぞれ記載しており、選定結果については9月上旬を予定として、会社の概要に記載の電子メールアドレス宛に通知し、所定の手続きが終了次第、市ホームページにて選定結果及び審査講評を公表したいと考えております。 次に、7では無効の入札を、8では失格となる入札参加者を、27ページの9では入札の延期又は中止に関するものを、10ではその他に関するものをそれぞれ記載しております。 なお、今回につきましては、入札参加申請者が1者に満たない場合もしくは入札の参加資格の事前審査の結果、入札の参加を認めた者の数が1者に満たない場合などは入札を中止することとしております。 次に、29ページの第6章 落札者決定後の手続として、1 契約の締結や、2 契約保証金に関する内容を記載しております。 30ページの第7章 提案に関する条件では、1 対価の支払い方法や、2 保険、3 リスク管理の方針についてそれぞれ記載しております。 32ページの第8章 特定事業実施に関する事項では、1 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項や、2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項、3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項についてそれぞれ記載しております。
--	---

	34ページの第9章 その他につきましては記載のとおりです。 35ページの別紙1では、SPCを「設立する場合」と「設立しない場合」の事業スキーム図を記載しております。 36ページの別紙2では、モニタリングの手順及び委託料の減額方法として、1ではモニタリングの目的や、2の委託料の減額等の方法について記載しております。 最後に参考として、スケジュールの一覧表を記載しております。 入札説明書（案）につきましては、以上となります。 続きまして、同じく資料3の様式集（案）についてご説明させていただきます。 1ページから3ページでは、様式の記載内容に関することを示しております。 4ページの様式K-1及び5ページの様式K-2では、入札説明書等に関する第1回、第2回の質問を行う際の様式となっております。 次に、6ページの様式A-1から35ページの様式Jまでが入札参加申請書類の様式となっております。 7ページの様式A-2では、構成企業一覧表となっており、今回は下段においてSPCの設立に関することを記載していただこうと考えております。 8ページから15ページにかけての様式B-1、B-2、B-3、B-4は、配置予定技術者調書に関する内容となっており、B-1から順に監理技術者、統括責任者、副統括責任者、運転班長となっております。 様式としましては、前回の「清掃施設運転維持管理事業（3）業務委託」で使用したものをベースとして、今回の条件に必要な内容を追記いたしました。 なお、下段に記載しております資格につきましては、前回から項目の変更はございません。 次に、16ページから20ページまでの様式C-1につきましては、
--	--

	建設工事を共同企業体で行う場合に使用する協定書を、21ページから25ページまでの様式C－2につきましては業務委託を共同企業体で行う場合に提出いただく協定書となっております。 26ページから27ページの様式Dにつきましては、建設工事や業務委託において入札や契約の締結等に関する件を代表企業へ委任するための様式となっております。 次に、28ページの様式Eでは、会社の概要について記載していただくと考えております。 29ページから31ページにかけての様式F－1、F－2、F－3は、それぞれプラント設備工事の設計企業の業務実績、プラント設備工事の建設企業の業務実績、運営企業の業務実績となっております。 32ページの様式Gは、本社又は本店が受任者へ委任する場合に使用する様式となっております。 33ページの様式Hは、入札や契約の締結等の際に使用する使用印鑑届を、34ページの様式Iは門真市暴力団排除条例に係る事項の誓約書となっております。 35ページの様式Jは、門真市契約に関する規則第7条第2号に該当する場合に提出いただく入札保証金免除申請書となっております。 次に、36ページの様式1では入札書を、37ページの様式2では積算内訳書を、38ページの様式3では入札参加申請取下書を、39ページの様式4では郵便入札開札立会申込書を、40ページの様式5では立会人委任状の様式となっております。 41ページから44ページにつきましては、プレゼンテーション審査に関する提案書類の様式となっており、45ページから46ページにかけては設計図書に関する提案書を、47ページの様式11では対価の支払い方法として運營業務委託料及び提案単価の様式となっております。 長くなりましたが、入札説明書（案）及び様式集（案）に関する
--	--

	説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。
水谷委員長	ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について確認しておきたい事項ですとかご質問等はございませんでしょうか。
宮井委員	委員長、よろしいでしょうか。2点ほどあるのですが、まず1点目に入札説明書の2ページで、一番下のほう、予定価格の欄、2ページから3ページにかけてですが、アスタリスクで金額は消してあるというご説明がありましたが、これはいつの段階で数字が公表されるのかというのが1点です。 それからもう1点、入札説明書の7ページの真ん中、(3)運營業務を実施する企業に対してSPC設立をすることが望ましいがということで、SPCの設立を任意にされていると思うのですが、他市のDBO案件ではSPCを設立することが比較的多いかなと思われませんが、SPCの設立を任意としている理由を教えてください。
上野(事務局)	それでは、お答えさせていただきます。 まず1点目の予定価格につきましては、4月25日の公表を予定しておりますので、その段階では金額を入れた状態で公表いたします。 次に2点目のSPCの設立を任意としている理由についてであります。今回の事業では運営期間が令和5年度から令和12年度までの8年間と期間が短いことや、SPCの設立に伴う費用や事務手続きの増加が入札参加者の参加意欲を下げてしまうことなどを考慮して、「SPCの設立が望ましい」との表現にとどめております。説明は以上となります。
水谷委員長	今のご説明でよろしいでしょうか。 それでは、ほかにいかがでしょうか。
大矢委員	資料3の入札説明書の24ページ、4 二次審査（プレゼンテーション内容審査）とありますが、詳細に見比べればわかるかと思うのですが、先般、令和4年度の単年度分の事業者選定の審査委員会でも審査したのですが、前回の4年度分の事業者選定時から、今回の

	5年度から12年度までの包括、長期でやる分でのプレゼンテーション内容審査、何か変更点、変わったところがあればお教えていただきたいと思います。
上野(事務局)	それでは、お答えさせていただきます。 令和4年度分のプレゼンテーション録画時の説明者は統括責任者に限定しておりましたが、今回は改良工事の監理技術者、運營業務の統括責任者を含む3名以内で出席し、説明者に制約は設けておりません。 なお、前回と同様に、委員との質疑回答の回答者にも制約を設けておりません。以上となります。
大矢委員	ありがとうございました。
水谷委員長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
藤田副委員長	よろしいでしょうか。 まず、7ページの下のところの門真市さんのホームページアドレスの「jp」の後ろの「。」は要らないのではないかと思います。削除をお願いいたします。 それと、門真市さんのWebサイトで入札契約情報というのを検索したのですが、まずホーム画面から市政情報に飛んで、市政情報から入札契約というところに行って、その中に多分これからの情報がフォルダとして入るのかなと思っておりますので、入札契約情報というのは間違いではないのですが、表現方法等も今後ご検討いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。 もう1点ございまして、15ページですが、特段ご説明はなかった箇所ですが、中段の下に、「ガムテープ張り」という表現がありまして、ガムテープというのは通称で、共有はできていると思うのですが、お調べいただいて、正確には多分クラフト粘着テープというのが正式名称で、通称ガムテープということになっておりますので、正確を期するというのであれば表現がいわゆるガムテープなのですが、そのところをご確認いただければと思います。正式に

	はクラフト粘着テープだと思います。よろしくお願いいたします。 以上です。
上野(事務局)	ありがとうございます。入札契約情報の表現方法とガムテープ張りについて確認させていただきます。
水谷委員長	私からも1点ご質問をよろしいでしょうか。27ページのところで、9 入札の延期又は中止について、さらっと説明があったかと思うのですが、1者に満たない場合に中止することなのですが、たしか令和4年度分の事業者選定時はもともと2者に満たない場合に中止というような話で、結果的に2者に満たなくて再公告の手続きをするということを行っていたと思うのですが、今回は当初から1者に満たない場合に、結構大きな変更だと思うのですが、今回入札参加者は1者でも構わないとした理由があれば教えていただきたいのですが。
上野(事務局)	それでは、お答えさせていただきます。 理由としましては3点ほどございます。 まず1点目が、郵便入札を採用することで、入札参加者同士の接触機会がなくなるため、競争性が確保できることでございます。 2点目が、入札参加者が1者であることを理由に再公告することによる入札価格上昇を懸念しております。 3点目が、スケジュール的な制約でございます。 このような理由から、今回はこのような取り扱いにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
水谷委員長	1者で改めてやるということになると、入札価格がかなり上限ギリギリとなり、競争が働かない可能性があるというところを若干心配しておられるということですか。
上野(事務局)	はい、そのとおりです。
水谷委員長	スケジュール的な話も当然再公告となるとだいぶ時間がかかりますので、そこはよくわかるのですが、それに対して、一応競争性の担保は郵便入札採用で事業者同士がコンタクトしないから何者入っ

	てきているかはわからないようになっていきますという、そういう趣旨でよろしいですか。
上野(事務局)	はい、そのとおりです。
水谷委員長	わかりました。ここは委員の皆さん、大きなところだと思うので、少し確認させていただきたいのですが、今のような理由、3つぐらいの理由に基づいて入札参加者が1者になっても有効な入札とするというふうに変更されているということですが、委員の皆様、コメント、ご意見等があればぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
藤田副委員長	今のご質問並びにご回答で私のほうは1者という条件で了解というか、そのところについて疑義等はないのですが、ご説明の最後に、時間的な制約があるということをおっしゃっていたのですが、時間があるにせよ、ないにせよ、大切な審査ですので、そこはちょっと理由にするのはどうなのかなと。時間がないから1つでそこに決めましたというのは、そもそもそういう考え方はありなのかというところは疑問を感じますので、1者であっても2者であっても公正な審査ができるというところで1者にしますというご説明にとどめておいていただきたいなと。感想のようなもので申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。以上です。
上野(事務局)	ありがとうございます。
水谷委員長	ありがとうございます。確かに大切な視点ですね。実務的にスケジュールの部分をかなり気にされるのはよくわかるのですが、理由としてはちょっとおかしいのではないかとということで、ごもっともだと思います。 ほかにいかがでしょうか。ほかの委員さん方も今の点に関してはよろしいですか。
	(結構ですとの声あり)
水谷委員長	そうしましたら、ここに関しては大きな変更ですが、1者に満たない場合のみ無効とするということで進めさせていただくというこ

	とです。 それ以外の点でいくつか気になった点等、いかがでしょうか。
安田委員	入札説明書（案）の31ページですが、保険に加入するようということなのですが、私もよくわからないのですが、組立保険と建設工事保険と第三者賠償保険、組立保険と建設工事保険というのはよくわからないのですが、どんな保険を想定されているのですか。
PCKK（委託事業者）	それでは、回答させていただきます。 今ご指摘いただいた箇所、組立保険と建設工事保険の違いということで、似たようなものではあるのですが、一応対象は保険会社前提ではあるのですが、基本的に組立保険は設備に関する部分が対象になる保険です。建設工事のほうにつきましては建築物、建物のほうが対象になる保険ということになっていきますので、それらを両方併記しているということでございます。以上です。
安田委員	なるほど。あと、火災保険にも入ってくださいねということですよ。 「なお、市は施設に係る建物総合損害共済に加入します」ということですが、これは建物が原因で損害を加えたときに保険が出る、こういう保険のことをおっしゃっているのですか。
PCKK（委託事業者）	こちらは市さんの施設全般に恐らく加入されている保険で、いわゆる一般の保険よりは比較的安価と伺っておりますけれども、本件も市の施設でありますので、こちらのほうには加入すると。ただ、この共済が、委託者が何らかの不手際で損害を出したというところにも適用はされるのですが、共済がその委託者に求償を行う可能性があるというふうにされています。今回例えばSPCを作るとなると、あっという間にSPCが倒産してしまう可能性もあります。そういったことで、SPC、事業者のほうには火災保険、二重というわけではないですが、事業者側の保険ということで、そちらについても加入してくださいというような制度設計としてございます。以上です。

安田委員	多分一般的な保険だと思うのですが、ちょっと気になったのが、いろいろな物品を無償貸与されるじゃないですか。それが例えばよくわからない不具合とか瑕疵が生じて何か作業されている方とかに災害が起こってしまったとか、そういうような場合はどう対応されるのかなというのが少し気になったのですが。保険等で対応されることは考えておられるのですか。
PCKK(委託事業者)	無償貸与品につきましては、先ほどのご説明にもありましたが、基本的にはすべて事業者の責任でということを想定してはいるところですが、そのあたり、再度確認させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。
安田委員	そうですね。あくまで所有者は市さんになると思いますので、それで全部利用しているのは事業者だからというだけで逃げ切れる、責任を全部免れるのかどうか疑問なところもあるので、そのあたり何か対応されたほうがいいのか、保険等を含めてですね。というふうに思ったところです。
PCKK(委託事業者)	ありがとうございます。
水谷委員長	ありがとうございます。ちょっと時間も来ておりますが、私、もう1つだけ、様式集のほうで、45ページ、46ページの様式だけずいぶん小さいなというのがありまして、これ、よく見ますとA3対応ということで、実際にはこれは横に印刷されるのですか。
上野(事務局)	はい、そのとおりです。A4で印刷した関係上、今このような小さい形になっておりますが、実際ホームページ等に掲載する際は、A3で行います。
水谷委員長	そうですか。それであれば結構です。
藤田副委員長	時間のないときに申し訳ないです。1点だけ教えていただきたいのですが、入札説明書(案)の27ページの10番のその他の事項の(3)ですが、暴力団関係者でない誓約書の提出について、契約金額が500万円未満の者についてはその限りではありませんと書かれ

	ておりまして、今日の様式集（案）の資料３ですと34ページになりますが、誓約書の様式、ここに500万円未満の人を除いていて、市長が必要であると認めた場合は500万円未満であっても提出するように求める場合がありますという但し書きが書いてはいるのですが、根拠となっている門真市の暴力団排除条例の文言を拝見させていただくと、特段公共関係のところで500万円に満たない分は出さなくていいとか、そういうことは書かれておらず、そういった形でこれまでもされてきているのか、あるいはこの事業では500万円未満の人は想定されていないと考えているのか。500万円の根拠がもしあれば教えていただきたいと思ひまして、様式ではそうであっても市長が必要とした場合は出してくださいとなっているのですが、どうしてそうなっているのか、時間のないときにすみません、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。
上野(事務局)	こちらの500万円未満に関する規定に関しましては、本市の契約担当が作成されたものを使用している関係でなぜこのような規定にしているのかについては申し訳ございませんが、現時点ではわかりかねます。
藤田副委員長	これまでもそうで踏襲というのはよく理解できました。ご説明ありがとうございます。条例に基づいてということであれば、全ての事業者さんにこの誓約書は出していただいたほうが何か問題があったときには対応しやすいのではないかとということで、500万円の積極的な理由がないのであれば、むしろ胸を張って出していただいたほうが良いのではないかと。これは私の感想のようなもので、ぜひご検討ください。以上です。
上野(事務局)	ありがとうございます。一度契約担当に確認し、検討させていただきます。
水谷委員長	ありがとうございました。ぜひ取っていただいたほうが良いと私も感じました。 それ以外にいかがでしょうか。よろしいですか。そうしました

	ら、次に進ませていただきます。
案件４．落札候補者の選定基準（案）について	
水谷委員長	落札候補者の選定基準（案）についてご説明をお願いいたします。
上野（事務局）	それでは、資料５の落札候補者の選定基準（案）についてご説明させていただきます。 まず、１ページでは、１ 落札候補者の選定基準の位置付けに関する内容について記載しており、次に、２ 落札者決定の手順では、(1)において落札者決定までの審査手順の概要を記載しております。 ２ページでは、前頁の(1)審査手順の概要のうち、入札参加資格審査から落札者の決定までの詳細について記載しております。 ３ページの３では、審査における点数化方法として、(1)では配点について記載しております。 審査項目につきましては、この後ご説明させていただきますが、配点としては、一次審査180点満点、二次審査420点満点、価格審査400点満点の合計1,000点満点としております。 ４ページの(2)審査における点数化方法のイの審査項目の判断基準につきましては、これまでもＡからＥまでの５段階評価で行っており、これまでの判断基準は「高い」「やや高い」「普通」「やや低い」「低い」の５段階でありました。 なお、今回から判断基準を少し見直し、Ａ評価の場合は「特に秀でて優れている」、Ｂ評価の場合は「秀でて優れている」、Ｃ評価の場合は「優れている」、Ｄ評価の場合は「わずかに優れている点を認める」、Ｅ評価の場合は「（要求水準を満たしているものの）優れている点が認められない」に変更いたしました。 また、点数化の方法についても、これまではＥ評価の場合であっても少なくとも１点以上の配点はありましたが、今回から各項目の配点×１から０の５段階へ変更いたしました。このことにより、各項目がＥ評価である場合は０点となります。

	なお、(3)の価格審査の点数化方法につきましては、前回からの変更はありません。 次に、5ページから6ページにかけての審査項目及び配点につきましては別紙のとおりですが、添付しております資料5の選定基準（案）、資料5の別紙1及び別紙2をご覧ください。 まず、資料5の選定基準（案）につきましては、今後様式変更の可能性はございますが、審査いただく際の様式となっております。 次に、資料5の別紙1をご覧ください。 こちらが一次審査の基準となっており、左から審査項目、評価の着眼点、AからEの評価及び配点となっております。 まず、「全般」の審査項目としては、「企業の組織力」とし、評価の着眼点として、1点目は「清掃施設工事の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の総合評定値」としております。 配点は10点満点としており、1,300点以上あればA評価の10点、1,200点以上1,300点未満であればB評価の7.5点、1,100点以上1,200点未満であればC評価の5点、1,000点以上1,100点未満であればD評価の2.5点、1,000点未満であればE評価の0点としております。 評価の着眼点の2点目は「ISO等の認証取得」としております。 配点は10点満点としており、ISO9001、ISO14001、エコアクション21の3種を取得していればA評価の10点、2種取得していればB評価の7.5点、1種取得していればC評価の5点、その他の認証取得であればD評価の2.5点、認証取得がなければE評価の0点としております。 評価の着眼点の3点目は、本事業におけるSPCの設立としております。 配点は20点満点としており、SPCを設立する場合はA評価の20点、設立しない場合はE評価の0点としております。 次の審査項目である「改良工事」としては「企業の業務実績」及び「監理技術者の能力及び業務実績」とし、「企業の業務実績」の
--	---

	評価の着眼点として 1 点目は「全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100トン／24h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事の施工実績」としております。 配点は10点満点としており、5 件以上あればA評価の10点、4 件であればB評価の7.5点、3 件であればC評価の5 点、2 件であればD評価の2.5点、1 件であればE評価の0 点としております。 評価の着眼点の 2 点目は「粗大ごみ処理施設（処理能力：30トン／5 h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事の施工実績」としております。 配点は10点満点としており、5 件以上あればA評価の10点、4 件であればB評価の7.5点、3 件であればC評価の5 点、2 件であればD評価の2.5点、1 件以下であればE評価の0 点としております。 次の「監理技術者の能力及び業務実績」の評価の着眼点として、1 点目は「技術士等の資格の有無」としております。 配点は10点満点としており、下記の※1「技術士等の資格リスト」において 5 種以上あればA評価の10点、4 種であればB評価の7.5 点、3 種であればC評価の5 点、2 種であればD評価の2.5点、1 種以下の場合はE評価の0 点としております。 評価の着眼点の 2 点目は「全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100トン／24h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事で監理技術者としての実務経験」としております。 配点は10点満点としており、8 年以上の実務経験があればA評価の10点、6 年以上 8 年未満であればB評価の7.5点、4 年以上 6 年未満であればC評価の5 点、2 年以上 4 年未満であればD評価の2.5点、2 年未満であればE評価の0 点としております。 次の審査項目である「運營業務」としては、「企業の業務実績」、「統括責任者の能力及び業務実績」、「副統括責任者の能力及び業務実績」、「ごみ焼却施設の運転班長（4 名）の能力及び業務実績」の 4 項目とし、「企業の業務実績」の評価の着眼点とし
--	--

	て、1点目は「全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100トン／24h以上）の運転管理業務実績」としております。 配点は10点満点としており、5件以上あればA評価の10点、4件であればB評価の7.5点、3件であればC評価の5点、2件であればD評価の2.5点、1件の場合はE評価の0点としております。 評価の着眼点の2点目は「粗大ごみ処理施設（処理能力30トン／5h以上）の運転管理業務実績」としております。 配点は10点満点としており、5件以上あればA評価の10点、4件であればB評価の7.5点、3件であればC評価の5点、2件であればD評価の2.5点、1件以下の場合はE評価の0点としております。 次の「統括責任者の能力及び業務実績」の評価の着眼点として、1点目は「技術士等の資格の有無」としております。 配点につきましては、上記の「監理技術者の能力及び業務実績」の「技術士等の資格の有無」と同じであります。 評価の着眼点の2点目は「ごみ焼却施設でのごみ処理施設技術管理者としての実務経験」としてありますが、先ほど申しましたとおり、「ごみ処理施設」ではなく、正しくは「廃棄物処理施設技術管理者」としての実務経験でございます。申し訳ございませんが、こちらも訂正をお願いします。 配点は10点満点としており、5年以上であればA評価の10点、4年以上5年未満であればB評価の7.5点、3年以上4年未満であればC評価の5点、2年以上3年未満であればD評価の2.5点、1年が入札参加要件であるため、1年以上2年未満の場合はE評価の0点としております。 次の「副統括責任者の能力及び業務実績」の評価の着眼点として、1点目は「技術士等の資格の有無」としております。 配点につきましては、これまでの「技術士等の資格の有無」と同じでございます。 評価の着眼点の2点目は「ごみ焼却施設での実務経験」としてお
--	--

	ります。 配点は10点満点としており、7年以上であればA評価の10点、6年以上7年未満であればB評価の7.5点、5年以上6年未満であればC評価の5点、4年以上5年未満であればD評価の2.5点、3年が入札参加要件であるため、3年以上4年未満の場合はE評価の0点としております。 次の「ごみ焼却施設の運転班長（4名）の能力及び業務実績（各配点5×4名）」の評価の着眼点として、1点目は「技術士等の資格の有無」としております。 配点につきましては、これまでの「技術士等の資格の有無」と同じでございます。 評価の着眼点の2点目は「ごみ焼却施設での実務経験」としております。 配点につきましては、上記の「副統括責任者の能力及び業務実績」の「ごみ焼却施設での実務経験」と同じでございます。 次に、資料5の別紙2をご覧ください。 こちらが、二次審査及び価格審査の基準となっております。 委員の皆様にご採点いただく二次審査につきましては、下段の価格審査を除く項目となっております。 まず、「改良工事」の審査項目として、テーマ①を施工管理体制とし、評価の着眼点としましては、「施工管理体制は適切か。」について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ②を工事期間中の安全対策としており、評価の着眼点としましては、「工事期間中の安全対策は適切か。」について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ③を工事内容及び工事スケジュールとしており、評価の着眼点としましては、「工事内容は十分に検討されているか。」、「工事スケジュールは適切か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ④を温室効果ガスの削減、燃焼改善としており、評
--	---

	価の着眼点としましては、「温室効果ガスの削減のための提案は適切か。」、「燃焼改善を実現するための提案（燃焼用空気比の低減及び低負荷運転時の安定燃焼）は適切か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。 次に、「運營業務」に関する審査項目として、テーマ⑤を運転管理体制としており、評価の着眼点としましては、「安定的な運転管理を実施するための要員配置は適切か。」について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ⑥を維持管理体制としており、評価の着眼点としましては、「日常的な維持管理手法は適切か。」、「適切な施設保全計画が提案されているか。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ⑦を自主管理体制としており、評価の着眼点としましては、「セルフモニタリングの手法は適切か。」、「職員への教育訓練は適切か。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。 次に、テーマ⑧を事故及び災害発生時の対応としており、評価の着眼点としましては、「業務継続計画が提案されているか。」、「事故及び災害発生時の訓練等は検討されているか。」の2点について評価をお願いしたいと考えております。 次に、「共通」の審査項目として、テーマ⑨を外部処理委託としており、評価の着眼点としましては、「基幹的設備改良工事期間における外部処理のごみ量と期間は適切か。」、「包括管理運営期間における外部処理のごみ量と期間は適切か。」、「外部処理をする際の積替え方法は適切か。」の3点について評価をお願いしたいと考えております。 最後に、「全体」の審査項目として、プレゼンテーション（全体の評価）としており、評価の着眼点としましては、「業務内容や課題を適切に理解しているか。」、「適切な説明を行うことのできるコミュニケーション能力を有しているか。」の2点について評価を
--	--

	お願いしたいと考えております。 なお、配点につきましては、テーマ①からテーマ⑨については、各項目20点満点としており、最後のプレゼンテーション（全体の評価）のみ各項目50点満点としております。 なお、価格審査につきましては、入札説明書（案）の説明の際にお伝えしましたとおり、配点を400点満点とし、右記の計算式を用いて採点し、評価を行いたいと考えております。 説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。
水谷委員長	ありがとうございました。では、ただ今のご説明に対して確認しておきたいことですかご質問等はありませんでしょうか。いかがでしょうか。
大矢委員	委員長、すみません、1点。先ほどの質問と似通ったところではあるのですが、落札候補者の選定基準（案）のところ、全般的なところになるのですが、一次審査の関係で、前回の4年度単年度分で事業者選定したときから何か変更となったところはどのようなものかというところと、あと1点ですが、先ほど基幹改良の入札説明書等の質問でもありましたが、一次審査の中でSPCの設立というところで、設立されると配点が20点、設立されないと0点ということで選定基準案が示されておりますが、先ほどの質疑応答の中ではSPCの設立が望ましいというところで回答があったかと思いますが、設立されると20点、設立されないと0点というところで非常に差がありますし、配点的にも比較的大きいのかなというところで、それは裏返すとSPCの設立が言われたように望ましいというところ、期待されるのかなとは思いますが、その辺もしお考えがあれば併せて確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
上野(事務局)	お答えさせていただきます。 まず、令和4年度分の事業者選定時から変更になったところにつきましては、基本的な考え方は同じですが、企業の組織力を評価する際の指標として、資本金や事業経歴に代えて、経営規模等評価結果通知書の総合評定値を用いるようにしたことのほか、ISO等の

	認証取得にエコアクション21を追加、ごみ処理施設技術管理士の資格所有者数を評価項目から削除するなどの見直しを行っております。 また、統括責任者に求めている統括責任者としての実務経験については定義が少し曖昧であったことから、先ほど訂正していただきました廃棄物処理施設技術管理者としての実務経験に変更しております。 このほか、今回は業務内容に改良工事の実施も含まれていることから、監理技術者に関することや、運營業務でのSPC設立の有無を新たに評価指標として追加しております。 2点目ですが、先ほど委員からご意見をいただきましたとおり、「望ましい」というところを用いてなのですが、20点と0点となりますと、確かにこの表だけで見ると差が大きいように感じるのですが、全体の評価としては1,000点となっておりますので、「望ましい」というところの中で20点ではあるものの差をつけたいというところでこのような形にさせていただきました。ご説明は以上となります。よろしくお願いします。
大矢委員	ありがとうございました。
水谷委員長	今の質問に関連して、SPCを設立するかどうかで点数が具体的に変わってくるというところを事業者さんはわかる話なのですか。この配点等は全然公表されないのですか。
上野(事務局)	資料5の落札候補者の選定基準案の一番後ろの別紙、審査項目及び配点のところで、1番目の全般のところの「企業の組織力」の中で「本事業におけるSPCの設立」というところが評価の着眼点として記載しておりますので、ここでSPCの設立が何か評価に影響するということはわかるかと思います。
水谷委員長	わかりました。ありがとうございます。
藤田副委員長	よろしいでしょうか。2つありまして、1つ目は別紙の審査項目及び配点の5ページにおいて、具体的にそれぞれのところで何を見

	るのかというご説明をしてくださっていると思うのですが、この別紙は事業者様をご覧になられるというご説明だったかと思うのですが、3番の運營業務のところで、技術士等の資格の有無というのも見ますよとご説明いただいているのですが、評価書でしたらそこに①から⑩でこういうのが技術等の資格として提出していますみたいなものがあるのですが、事業者さんは資格というのが何を示しているのかというのはどこかで確認することができるのでしょうか。多分大きなところは説明されていて、中の細かい配点については内部資料ということなのかなと理解したのですが、資格リストみたいなものを事業者さんは確認することができるのかどうかということがまず1点目の質問です。
上野(事務局)	お答えさせていただきます。 資格が確認できるのかというところですが、資料3の様式集(案)の8ページから続くのですが、監理技術者、統括責任者、副統括責任者、運転班長という形で、こちらが先ほどの評価の下に記載している資格と同じでありますのでここで資格の確認はできるものと判断しております。
藤田副委員長	ありがとうございます。 あと1点ですが、本日の選定基準(案)の資料5ということで、一次審査と二次審査というところで一覧の表になっているところがあるかと思うのですが、実際の審査の場合は、一次審査は客観データで事務局の方で採点を実施してくださっているということで、二次審査のテーマ毎の採点を当日にさせていただくということになっているかと思うのですが、備考欄に書いてある多数の場合は上位3者を一次で選定して、その3者について二次審査をしますということが説明されていたかと思うのですが、このあたりについても先ほどの様式というか、これまでのご説明の中で事業者さんはご理解、もし多者の場合は一次審査で上位3者が二次に進めますみたいなことが書いてあったかと思うのですが、一応確認だけさせていただければと思います。こちら資料3の方で書かれていますかね。見落

	としてしまって。確認だけです。よろしくお願いいたします。
上野(事務局)	入札説明書(案)の16ページに記載しております。よろしくお願いいたします。
水谷委員長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら取り纏めに入りたいのですが、その前に事業担当課から1点報告があるとのことですので、よろしくお願いいたします。
案件2. その他について	
横山(担当課)	ご審議いただいております入札案件の関連する事項として、入札公告までに公表する特定事業の選定と、入札公告時に合わせて公表する特定事業契約書につきまして、ご報告いたします。 まず、特定事業の選定についてであります。 本事業における特定事業の選定は、PFI法第7条の規定に準じて、すでに公表した実施方針に基づき事業を実施することが適切であることを客観的に評価し、特定事業として選定することを公表するものです。 公表する資料につきましては、現在検討中ではありますが、客観的評価の内容としまして、DBO方式で実施することの定性的な評価及び財政負担見込額による定量的評価の結果を公表してまいります。 次に、特定事業契約書についてであります。 特定事業契約書は、基幹的設備改良工事と包括管理運営業務の2つで構成される本事業を事業者に一括して発注するために市と事業者で締結する基本仮契約書(案)、本事業の改良工事実施のために市と建設JV等が締結する工事請負仮契約書(案)、本事業の運営及び運搬業務の実施のために市と運営JV等が締結する運営委託仮契約書(案)の3つの契約で構成されております。 特定事業契約書の内容につきましては、現在作成中ですが、先ほどご説明したとおり、入札公告時に合わせて公表する予定

	であることを報告いたします。 報告は以上でございます。
水谷委員長	ありがとうございます。ただいまのご説明に対してはいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、全体を通して改めてという点でも構いませんが、何かほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、纏めということでもありませんが、確認だけさせていただきたいと思います。 業者からの質問ですとか、過去の色々なことを踏まえて、今回いくつかの修正案が出てきたと認識しております。基本的には修正案で今回ご提案のもので了承ということだったと思います。 特に大きな点としましては、入札が1者しかなかった場合に関しても有効とするという点が前回から大きく変わっておりますが、公平性、競争性をきちんと担保できるだろうということを踏まえて一応委員の中で合意を得たということで、1者で進めたいということです。 それ以外に関しましては、概ね了承しましたけれども、宿題というか、少し確認していただきたい点としましては、暴力団関係の500万円云々という話が1つと、保険関係に関して本当に大丈夫かというところは改めて確認しておいていただきたいというご意見がありましたので、その点に関しては事務局できちんと確認していただきたいと思います。 それ以外に、資料の体裁の点ですとか、添付された資料等がわかりにくかったり、字が見にくかったりというところをきちんと整えていただきたいということだったかと思います。 私の方で今纏めて、漏らしているような点が何かあれば委員さんからご指摘いただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。 進行が悪くて遅くなってしまいましたが、皆様には円滑な進行にご協力いただきましてまことにありがとうございました。以上で審

	議は終了として、事務局へお返ししたいと思います。ありがとうございました。
上野(事務局)	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見等を踏まえ、資料の修正等を行ってまいります。日程的な制約もございますので、修正後の資料と議事録の確認につきましては委員長にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
	(お願いしますとの声あり)
水谷委員長	承知いたしました。
上野(事務局)	それでは、次回の事業者選定委員会の開催につきましては、8月18日(木)から8月26日(金)までを想定しております。現時点で委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
水谷委員長	すみません、私、18日は厳しそうで、19日なら恐らく大丈夫なのですが、その翌週が大学院の入試がその辺りに入りそうなのですが、まだ確定していないということで、その週になるともう少しお時間をいただいてから正式に決めたいという状況です。私の勝手な都合だけ先に言わせていただくとそのような状況です。
上野(事務局)	安田委員はいかがでしょうか。
安田委員	私はその辺りであれば大丈夫です。
上野(事務局)	ありがとうございます。
藤田副委員長	正式には4月以降ということになるのですが、現在のところ、8月24日(水)、8月23日(火)の午前中は会議等予定が入る可能性がございますので、4月以降改めてご返答させていただければと思いますが、今のところそれ以外の想定されている日程はすべて参加できます。よろしくお願いいたします。
上野(事務局)	ありがとうございます。そうしましたら、先ほど水谷委員長から8月19日(金)であれば大丈夫というお話をいただきましたので、一旦8月19日(金)午後2時ぐらいから開催させていただくという形にさせていただき、もしご都合が悪くなるようでしたらまた日程

	調整させていただきたいと思いますので、そのような形を取らせていただいても問題ないでしょうか。
	(問題ありませんとの声あり)
上野(事務局)	ありがとうございます。 それでは、これをもちまして、第5回事業者選定委員会を閉会させていただきたいと思います。本日は長時間まことにありがとうございました。